

「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書（案）

日本国憲法においては、すべて国民は、個人として尊重され、さらに、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により差別されないと規定されている。

しかしながら、いじめ、子供への虐待、職場におけるハラスメント、さらには同和問題や障害者、外国人、新型コロナウイルス感染者等への差別や偏見による人権侵害などが発生している。特に近年では情報化の進展に伴い、インターネット上で個人に対する誹謗中傷や、同和関係者等の不特定多数の集団に対する差別書き込みがみられるなど、人権問題も多様化、複雑化している。

国においては「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、差別解消に向けた取組が行われているものの、被害者に対する救済制度は十分ではない。

よって、国においては、日本国憲法で保障された基本的人権を確立するためにも、あらゆる差別の禁止を謳うとともに、独立性、迅速性、専門性を備えた第三者機関の創設など実効性のある「人権侵害の救済に関する法律」を早期に制定されるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月7日

様

和歌山県議会議長 尾崎 要二

(提出者)

人権・少子高齢化問題等対策特別委員会
委員長 吉井 和視

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣